

議案第51号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例について、別紙のとおり制定する。

平成29年6月12日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表地域自立支援協議会委員の項の次に次のように加える。

障害者差別解消支援地域協議会委員	同 6,400円
------------------	----------

別表観光交流センターの部所長の項中「月額200,000円以内」を「月額250,000円以内」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。